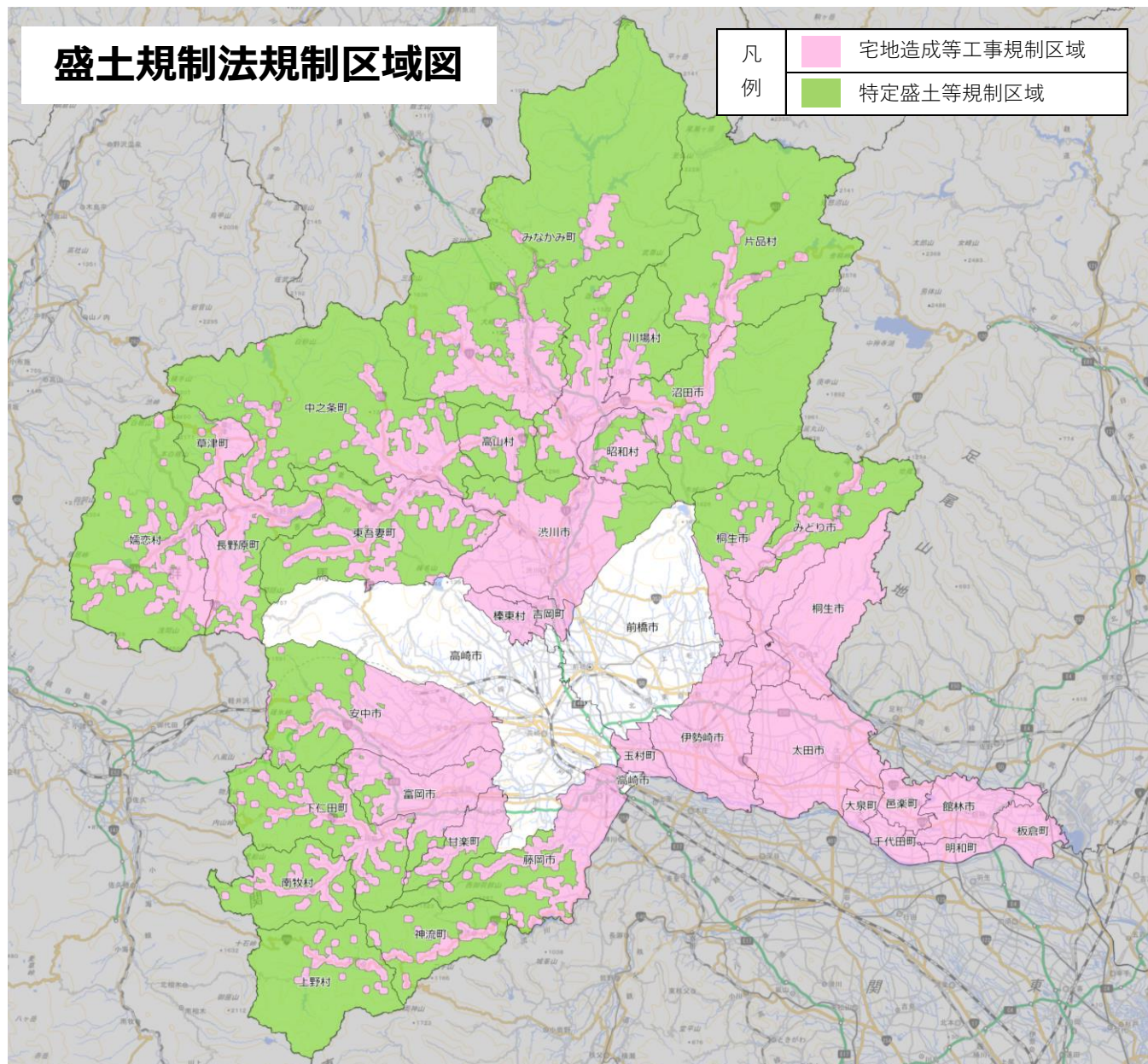




対 象 区 域 : 県内全域※
運用開始日 : 令和7年5月26日

一定規模を超える盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。

凡 例		宅地造成等工事規制区域
		特定盛土等規制区域



※ 前橋市と高崎市は、各市が規制区域を指定します。

【規制区域について】

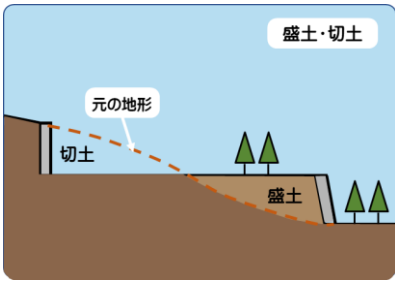
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

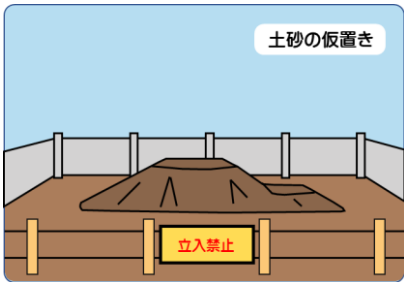
1. 許可や届出が必要な盛土等の工事

次のような行為を指し、次の「2. 許可が必要となる盛土等の規模」のとおり、一定規模以上の工事が許可の対象となります。また、許可の対象外の工事でも、届出の対象となる場合があります。

例えば…



- ・宅地造成のための盛土・切土等
- ・残土処分場等の盛土・切土等



- ・土砂のストックヤードにおける仮置き等

2. 許可が必要となる盛土等の規模

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

3. 盛土規制法に関するよくある質問

Q. 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A. 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者に課されます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q. どちらの規制区域に入っているのか、どうすれば分かりますか？

A. 令和7年1月10日（金）から「マッピングぐんま」にて、前橋市及び高崎市を除く県内全域の規制区域を公開予定です。

マッピングぐんま

検索



Q. 許可を受けた盛土等の工事はどのように分かるの？

A. 許可された場合は群馬県のホームページ等で公表するほか、工事中は現場に標識が設置されます。

